

令和7年度

# 長野県優良技術者表彰 建設工事 選定要領

## 目 次

I 表彰の概要	2
II 選定方法	2

## 長野県

（ 環境部 農政部 林務部  
建設部 会計局 企業局 ）

# I 表彰の概要

## 1 目的

長野県優良技術者表彰は、県が発注した建設工事及び建設工事にかかる委託業務において、その成績や取組みが特に優れている技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を図ることを目的としています。

## 2 建設工事の表彰対象

表彰の部門と表彰対象技術者<sup>※1</sup>の関係

表彰部門	表彰の対象となる技術者
一般部門	主任（監理）技術者
若手部門 <sup>※2</sup>	主任（監理）技術者、現場代理人

※1 表彰される技術者が所属する企業も表彰。（推薦基準④で、企業やJVが表彰された場合を除く）

※2 若手部門では、年齢が40歳未満の技術者を表彰する。40歳未満とは、建設工事の工期の始期日における年齢が40歳未満であることをいう。

# II 選定方法

## 1 一般部門 選定方法

- （1）令和6年度にしゅん工検査を行った箇所で、発注機関が推薦した技術者又は企業等を表彰候補として選定する。（推薦基準や方法については、「令和7年度 長野県優良技術者表彰 建設工事推薦要領」による。）なお、工事成績評定点が上位10位以内<sup>※</sup>（全県）の工事に配置された監理（主任）技術者は、一般部門の特別枠として、自動的に表彰候補とする。

※工事成績評定点が同点の場合は、品質＋出来形の合計点が上位の工事の技術者を優先して表彰候補とする。なお、品質＋出来形の合計点が同点の場合は、同点のものは全て表彰候補とする。

- （2）受賞の辞退を認める。

- （3）下請企業の技術者は対象外とする。

## 2 若手部門 選定方法

- （1）令和6年度にしゅん工検査を行った箇所で、発注機関が推薦した技術者又は企業等を表彰候補として選定する。（推薦基準や方法等については、「令和7年度 長野県優良技術者表彰 建設工事推薦要領」による。）なお、工事成績評定点が全県で上位10位以内<sup>※</sup>の工事に配置された現場代理人（40歳未満）は、若手部門の特別枠として、自動的に表彰候補とする。

※工事成績評定点が同点の場合は、品質＋出来形の合計点が上位の工事の技術者を優先し

て表彰候補とする。なお、品質＋出来形の合計点が同点の場合は、同点のものは全て表彰候補とする。

(2) 受賞の辞退を認める。

(3) 下請企業の技術者は対象外とする。

### 3 共通事項

(1) 特別枠において、技術者の所属する企業が変更となった場合は、技術者と対象工事の企業を表彰対象とする。

(2) 特別枠において、表彰対象工事が工事成績評定要領（令和3年2月24日付け2建政技第354号）第11により評定の修正を行った場合は、修正後の成績評定点により再度選定する。

(3) 特別枠において、1件の工事箇所、技術者が途中交代している場合は、主に関与していた技術者1名を対象とする。発注機関に関与状況の実績を確認したうえで、対象者の選定をする。

(4) 特別枠において、1件の工事箇所、複数の主任（監理）技術者または現場代理人が配置されていた場合は、いずれの技術者を表彰対象とするか、所属企業が選択することができる。この場合の受賞者は主任（監理）技術者または現場代理人の各1名の最大2名受賞可能とする。

(5) 低入札価格調査の該当工事となり、増員配置された技術者は表彰対象外とする。